



2026年3月23日

各 位

会社名 株式会社 四 国 銀 行
代表者名 取締役 頭 取 小 林 達 司
(コード 8387 東証プライム市場)
問合せ先 総合企画部長 公 文 誠 之
T E L (088) 823-2111 (代表)

当行の従業員に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当行は、本日開催の当行取締役会において、一定の条件を満たす当行の従業員を対象に、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

本制度は、当行の従業員に対して当行の企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブを付与し、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めるとともに、従業員のエンゲージメントおよびフィナンシャル・ウェルビーイングの向上をはかることを目的とした人的資本投資として導入する制度です。

2. 本制度の概要

本制度は、本制度の対象となる従業員（以下、「対象者」という。）に対し、金銭報酬債権を支給し、対象者は当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、譲渡制限付株式として当行普通株式の割当てを受けるものです。対象者は2026年5月25日に在籍している行員および嘱託とし、譲渡制限付株式の割当てを決定する時点において、割当てを希望する行員および嘱託を予定しています。

なお、譲渡制限付株式の割当てに関するその他の具体的内容につきましては、当行取締役会において決定されます。

以 上